

第2章 大気汚染対策

第1節 法律、条例による規制

第1 規制の概要

1 規制の対象

大気汚染防止法の規制の対象となる施設は、いおう酸化物、ばいじんまたは有害物質を発生する26種類のばい煙発生施設と5種類のふんじん発生施設である。

府公害防止条例による規制の対象施設の種類の種類は、次のとおりである。

(1) いおう酸化物およびばいじんの発生施設

いおう酸化物およびばいじんの発生施設として、ボイラ、加熱炉、溶解炉等28種類の施設が規定されている。

(2) 有害物質の発生施設

有害物質とは、カドミウム、塩素、ふっ化水素などの人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれのある物質をいい、その発生施設として、食料品の製造の用に供するだんばく質分解施設等11種類の施設が規定されている。

(3) ふんじんの発生施設

ふんじんとは、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいい、その発生施設として、ゴム製品の製造の用に供する混練施設等9種類の施設が規定されている。

2 規制基準

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設の排出口ごとの排出基準を定めるとともに、ふんじん発生施設の構造、使用、管理に関する基準を設けている。ばい煙のうち、いおう酸化物の排出基準については、改定強化された基準が、昭和48年1月1日から適用された。また、都市中心部のビル密集地域については、環境庁長官の定める範囲内で燃料基準を設けることができるが、この範囲が従来のいおう含有率1.0%～1.5%から0.5%～1.2%に改定強化された。

府公害防止条例の規制基準は、ばいじんについては、法の基準に上のせをしたより

きびしい排出基準を設定し、有害物質およびふんじんについては、工場の敷地境界線上における排出基準を設けている。また、ばい煙やふんじんの発生施設については、処理効率のよい防除装置の設置を義務づける設備基準を定め、さらに府下全域の工場に対し、地域別、燃料使用量別に燃料基準を設けている。このほか、大阪湾沿岸部および堺市から泉佐野市までの臨海部については、ばい煙発生施設等の設置にかかる許可地域として特にきびしく規制している。

なお、ばいじんにかかる排出基準および設備基準の一部が昭和48年6月24日、同年9月10日からそれぞれ適用されるので、6,165工場、事業場に対しそれらの基準を遵守するよう指導した。

3 規制権限の委任

大気汚染防止法および府公害防止条例により、大阪市長に工場、事業場に対する規制権限が、堺市、東大阪市、豊中市および吹田市の各市長に事業場に対する規制権限が委任されている（表-49）。

表-49 事務の委任状況

(昭和48年3月31日現在)

市名 区分	大 阪 市	堺市、東大阪市、豊中市、吹田市
大気汚染防止法に基づく委任	工場、事業場にかかる規制および命令に関する事務ならびに大気汚染の常時監視に関する事務	1 事業場にかかる規制および命令に関する事務 2 大気汚染の常時監視に関する事務
府公害防止条例に基づく委任	大気汚染防止法に基づく委任と同じ	
府が実施するもの	緊急時の措置に関する事務	1 工場にかかる規制および命令に関する事務 2 緊急時の措置に関する事務

第2 規制対象施設の状況

1 施設の届出状況

昭和47年度におけるばい煙およびふんじん発生施設の届出件数は表-50および51のとおりであり、ばい煙発生施設に関する届出は2,238件、ふんじん発生施設に関する届出は608件であった。

表-50 ばい煙発生施設の届出状況

(昭和47年度)

種類	大気汚染防止法		府公害防止条例		合計
	関係条文	件数	関係条文	件数	
新設	第6条	336	第31条	343	679
既設	第7条	254	第32条	581	835
変更	第8条	526	第33条	61	587
氏名等変更	第11条	36	第36条	13	49
使用廃止	第11条	44	第36条	18	62
承継	第12条	0	第37条	1	1
事故の復旧			第29条	1	1
設置許可			第43条	24	24
合計		1,196		1,042	2,238

(注) 委任市分を除く。

表-51 ふんじん発生施設の届出状況

(昭和47年度)

種類	大気汚染防止法		府公害防止条例		合計
	関係条文	件数	関係条文	件数	
新設	第18条	10	第31条	223	233
既設	第18条の2	11	第32条	314	325
変更	第18条	0	第33条	47	47
氏名等変更	第18条の5	0	第36条	2	2
使用廃止	第18条の5	0	第36条	1	1
承継	第18条の5	0	第37条	0	0
事故の復旧			第29条	0	0
設置許可			第43条	0	0
合計		21		587	608

(注) 委任市分を除く。

2 ばい煙およびふんじん発生施設の設置状況

昭和48年3月末現在におけるばい煙およびふんじんの発生施設設置状況は表-52、53および54のとおりである。

表-52 ばい煙発生施設の設置状況(法律)

種 類 市町村名	1	2	3	4			5	6	7	8 8の2	9	10	11	12	13
	ホ イ ラ	ガス発生炉・焼結炉	焙焼炉・焼結炉等	高 炉	転 炉	平 炉	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	加 熱 炉	触媒再生塔・燃焼炉	焼成炉・溶融炉	反応炉・直火炉	乾 燥 炉	電 気 炉	廃 棄 物 焼 却 炉
大 阪 市	(2,573(1,416))		(8)	(4)	(2)	(17)	(74)	(340)	(33)		(38)	(11)	(77)	(43)	(55(30))
堺 市	638((328))		28	2	3		64((2))	196	34	6	33	6	52	5	41((21))
岸 和 田 市	77 (20)						5	18			6	12	3		
豊 中 市	121 ((70))							25			1	1	11		9 ((8))
池 田 市	146 (37)							11				2	12		6 (6)
吹 田 市	203((142))								3	1((1))	9				11 ((6))
泉大津市	138 (16)							7					8	2	5 (3)
高 槻 市	102 (28)						5	14			2	3	18		10 (5)
貝 塚 市	79 (17)							27			19		4	1	6 (4)
守 口 市	57 (25)										5		1		3 (2)
枚 方 市	175 (52)						29	34			4	4	8	12	6 (1)
茨 木 市	136 (68)						13	2	2		5		18		7 (2)
八 尾 市	109 (28)						28	28			1		17(2)		7 (6)
泉 佐 野 市	69 (8)						1	11			14	1	4		1
富 田 林 市	32 (22)														
寝 屋 川 市	68 (21)								4						
河 内 長 野 市	18 (8)						2	7			1	1	11		5 (4)
松 原 市	23 (8)						6	1					6		4 (2)
大 東 市	35 (7)										1		2	1	
和 泉 市	47 (3)												3		3 (3)
箕 面 市	40 (25)												1		3 (2)
柏 原 市	47 (4)						3	2					5		2
羽 曳 野 市	13 (4)						5	7					1		3 (2)
門 真 市	76 (21)								1				13		7 (2)
摂 津 市	40 (14)						1	5	2		2	3	12		5 (3)
高 石 市	47 (3)						1	1	14	2			4		2
藤 井 寺 市	25 (3)												3		1
東 大 阪 市	326((189))						15	75			10	14	24	2	13 ((10))
泉 南 市	32						2	1			2		3		
四 条 畷 市	4 (2)							4	1				1		1 (1)
交 野 市	6 (3)						1	8			3		1	2	
島 本 町	25 (3)		3				2	3				3	1		3 (2)
忠 岡 町	58														
熊 取 町	7 (3)														
田 尻 町	9														2 (1)
阪 南 町	8 (1)														2 (2)
岬 町	12 (5)								2				3		1 (1)
千早赤阪村	1												1		
狭 山 町	8 (3)						1	4							
美 原 町	40 (1)						4	3							3
太 子 町	1 (1)														
東 能 勢 村															1 (1)
合 計	5,671 (2,609)		39	6	5	17	269 (2)	847	88 (1)	8	156	49	337 (2)	71	231 (130)

(注) 1 () は、政令委任市分を示す。

2 () 内は、事業場数で内数である。 -164-

種 類	種 類																										合 計	工 場 数	事 業 場 数	合 計
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26																	
市町村名	銅鉛等精錬用焙焼炉等	カドミウム系乾燥施設	塩素急速冷却施設	溶解槽	活性炭製造用反応炉	塩素反応施設等	A4製錬用電解炉	P反応施設製造用等	弗酸製造用凝縮施設等	燐酸ナトリウム製造	用反応施設等	鉛二次製錬用溶解炉	鉛電池製造用溶解炉	鉛系顔料製造用溶解炉																
大 阪 市	(2)			(1)	(20)		(3)	(6)	(1)	(32)			(3,340(1,446))	900	828	1,728														
堺 市								9		5			1,122((351))	193	263	456														
岸和田市										124 (20)			59	10	69															
豊中市													168 ((78))	37	54	91														
池田市													177 (43)	15	25	40														
吹田市													234 ((149))	37	79	116														
泉大津市										4	23		191 (19)	39	16	55														
高槻市	1	11											190 (33)	54	23	77														
貝塚市	1												137 (21)	70	14	84														
守口市													66 (27)	25	21	46														
枚方市													272 (53)	70	35	105														
茨木市													183 (70)	63	55	118														
八尾市													190 (36)	75	25	100														
泉佐野市											2		103 (8)	51	8	59														
富田林市													32 (22)	7	14	21														
寝屋川市													90 (25)	38	17	55														
河内長野市													27 (8)	10	6	16														
松原市													40 (10)	21	6	27														
大東市						1					6		46 (7)	24	6	30														
和泉市													53 (6)	35	2	37														
箕面市													44 (27)	5	18	23														
柏原市													59 (4)	30	3	33														
羽曳野市													29 (6)	17	4	21														
門真市													97 (23)	33	19	52														
摂津市					9			25					104 (17)	21	7	28														
高石市					7								78 (3)	20	3	23														
藤井寺市										1			30 (3)	22	3	25														
東大阪市					1						5		485 ((199))	120	180	300														
泉南市													40	17	0	17														
四条畷市													11 (3)	7	3	10														
交野市													21 (3)	8	2	10														
島本町													40 (5)	11	4	15														
忠岡町													58	36	0	36														
熊取町													7 (3)	2	1	3														
田尻町													11 (1)	4	1	5														
阪南町													10 (3)	4	2	6														
岬町													18 (6)	4	5	9														
千早赤阪村													2	2	0	2														
狭山町													13 (3)	10	2	12														
美原町													50 (1)	35	1	36														
太子町													1 (1)	0	1	1														
東能勢村													1 (1)	0	1	1														
合 計	4	11		1	1	37		3	40	6	73	24	7,994 (2,744)	2,231	1,767	3,998														

表-53 ふんじん発生施設の設置状況（法律）

種 類 市 町 名	1	2	3	4	5	合 計	工 場 数
	コ ー ク ス 炉	鉱物または土石の堆積場	ベルトコンベアおよび バケットコンベア	破碎機および摩砕機	ふ る い		
大 阪 市		35	55	4	1	95	35
堺 市		24	331	11	36	402	24
岸 和 田 市		2	16	1		19	4
吹 田 市		1				1	1
泉 大 津 市		7	2			9	3
高 槻 市		4	29	18	6	57	6
貝 塚 市		1		2		3	2
守 口 市		1	1	1		3	2
茨 木 市		6	23	17		46	7
泉 佐 野 市		3	7			10	3
河 内 長 野 市		1	3	1		5	2
大 東 市		1	2			3	1
箕 面 市		3	25	16	7	51	3
柏 原 市			5	5		10	2
羽 曳 野 市			9	4	4	17	3
摂 津 市		4				4	2
高 石 市		1	14			15	3
藤 井 寺 市				3		3	1
阪 南 町			4	3	1	8	3
岬 町			2	3	1	6	1
合 計		94	528	89	56	767	108

表-54 ばい煙・ふんじん等の届出施設届出工場・事業場数（条例）

（昭和48年3月31日現在）

市町村名	いおう酸化物 ・ばいじん	有害物質・ ふんじん	市町村名	いおう酸化物 ・ばいじん	有害物質・ ふんじん
大阪市	939	6,282	柏原市	51	86
堺市	523	1,275	箕面市	23	6
東大阪市	267	1,233	摂津市	37	14
豊中市	91	199	河内長野市	30	75
吹田市	116	67	藤井寺市	33	88
八尾市	175	463	泉南市	19	23
岸和田市	122	342	四条畷市	18	33
守口市	93	165	交野市	16	20
高槻市	80	66	岬町	1	5
枚方市	134	133	美原町	7	106
茨木市	118	62	忠岡町	9	18
寝屋川市	93	99	阪南町	16	36
門真市	65	117	島本町	15	2
和泉市	49	72	狭山町	4	9
池田市	46	16	熊取町	15	11
松原市	56	129	能勢町	2	3
貝塚市	135	115	河南町	1	1
泉佐野市	76	154	田尻町	4	4
大東市	35	106	太子町	2	7
泉大津市	162	345	千早赤阪村	1	0
羽曳野市	42	67	東能勢村	1	0
富田林市	26	67	合 計	3,791	12,190
高石市	43	69			

3 ばい煙処理施設の設置状況

昭和48年3月末現在におけるばい煙処理施設設置状況は表-55のとおりである。

表-55 ばい煙処理施設の設置状況

(昭和48年3月31日現在)

処理施設の種類 ばい煙発生施設		サイ イク ロン	マル チサイ イクロン	湿 式 サイ イクロン	ベ ス ク ラ バ ー リ ー	電 気 集 じん 機	バ ック フ ィ ル ター	排 煙 脱 硫 装 置	そ の 他	合 計	ば い 煙 発 生 施 設 数
1	ボ イ ラ ー	11	69	1	1	4	3	20	14	123	116
2	ガス発生炉・焼結炉										
3	焙焼炉・焼結炉・燃焼炉	6	2	3	1				9	21	23
4	高 炉	3			6	10			1	20	8
	転 炉				5					5	5
	平 炉				2	3				5	12
5	金 属 溶 解 炉	5		4	1	1	7		31	49	54
6	金 属 加 熱 炉		1				1		2	4	3
7	加 熱 炉				2					2	2
8 8の2	触媒再生塔・燃焼炉										
9	焼成炉・溶融炉	2	1	1	1	6	4		5	20	20
10	反応炉・直火炉				1				1	2	3
11	乾 燥 炉	95	5	61	8	1	7		26	203	133
12	電 気 炉				3	4	34		4	45	58
13	廃棄物焼却炉	10	42	3	12	21	1		33	122	96
14	焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉						1			1	1
15	Cd系乾燥施設										
16	塩素急速冷却施設										
17	溶 解 槽										
18	反 応 炉										
19	塩素反応施設・塩化水素反 応施設・塩化水素吸収施設								6	6	11
20	電 解 炉										
21	反応施設・濃縮施設・ 焼成炉・溶解炉										
22	凝縮施設・吸収施設・ 蒸溜施設								1	1	26
23	反 応 施 設 ・ 乾燥炉・焼成炉										
24	溶 解 炉 (鉛)								1	1	2
*25	溶 解 炉 (鉛蓄電池)								1	1	2
26	溶解、反射反応炉・ 乾燥施設										
合 計		132	120	73	43	50	58	20	135	631	575

(注) 大阪市分を除く。

第3 取締り指導状況

1 改善指導総点検

昭和47年度においては、いおう酸化物にかかる排出基準が強化されたことに伴い、1,694工場、事業場(3,879施設)について総点検を実施した。このうち基準に抵触するおそれのある57工場、事業場(66施設)に対し、改善について通知するとともに立入検査を実施し、あわせて使用燃料の低いおう化について指導を行なった。その結果、昭和47年度末までに指導対象工場、事業場のすべてが改善を完了した。

2 じゅうたん立入検査の実施

藤井寺市ほか21の市町に所在するすべての工場、事業場に対しいわゆるじゅうたん立入検査を実施し、大気汚染防止法および府公害防止条例に基づく届出内容、規制基準遵守状況の確認および未届施設の有無について調査を実施した。その結果、8,823工場、事業場中839工場、事業場について、2,151の未届施設を発見したので直ちに届出するよう指導した(表-56)。

表-56 じゅうたん立入工場数

(昭和47年度)

調査状況 市町名	立入工場・ 事業場数	未届工場・事業場数等		調査状況 市町名	立入工場・ 事業場数	未届工場・事業場数等	
		工場・事業場	施設			工場・事業場	施設
藤井寺市	389	57	114	八尾市	1,115	51	91
松原市	117	12	23	寝屋川市	284	29	49
羽曳野市	107	14	34	大東市	395	19	30
美原町	873	96	179	柏原市	202	21	29
泉佐野市	920	86	205	門真市	371	11	18
貝塚市	548	53	179	四条畷市	109	3	4
忠岡町	289	12	20	豊中市	900	135	284
堺市	105	4	12	池田市	61	34	180
高石市	38	2	4	吹田市	579	62	216
泉大津市	44	9	17	茨木市	517	90	414
守口市	472	11	12	合計	8,823	839	2,151
枚方市	388	28	37				

第2節 常時監視と緊急時措置

第1 環境大気汚染状況の常時監視

昭和43年9月、府公害監視センターが発足して以来、大気汚染状況の常時監視業務は、大気汚染監視システムにより迅速かつ適確に実施している。

オンラインシステムによる常時監視網は、昭和47年度末現在で36局（気象要素のみを観測する測定所、大気汚染観測車を含む。）になっている（表-57、図-48）。

また、汚染の広域化に対処するため兵庫県とのデータ交換装置を設置し、それぞれの観測局30カ所のいおう酸化物、浮遊ふんじん、風向、風速、一酸化窒素、二酸化窒素、オキシダント、一酸化炭素、日射量ないし紫外線量および温度のデータを自動的に送受している（図-49）。

昭和47年度に新增設した観測局および測定機器は次のとおりである。

- (1) 大気汚染観測局5カ所（高槻市役所、摂津第一中学校、枚方市役所、富田林市消防署および泉南府民センター）
- (2) オキシダント測定器3カ所（守口保健所、八尾保健所および寝屋川市役所）
- (3) 窒素酸化物測定器5カ所（守口保健所、八尾保健所、茨木市役所、寝屋川市役所および高石中学校）

各観測局での測定はすべて自動測定機器によって行なわれ、データはテレメータシステムによって10分ごとに公害監視センターの大気汚染監視室の電子計算機へ入力され、ここで常時監視のための各種の即時処理が行なわれている。

なお、システム全体の精度は端末測定機器の精度に左右されるので、各観測局について最低週2回の巡回整備を実施している。

表-57 大気汚染監視網

大気汚染観測局

所管	観測局	所在地	測定項目														
			い お う 物	浮 遊 じ ぶ ん	一 炭 酸 化 素	一 窒 酸 化 素	二 窒 酸 化 素	オ ダ ン キ ン ト	全 水 炭 化 素	風 向	風 速	気 温	湿 度	日 射 量	雨 量	交 通 量	
大	1	吹田保健所	吹田市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	守口保健所	守口市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	府公害監視センター	大阪市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4	布施保健所	東大阪市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5	八尾保健所	八尾市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	6	府立大学	堺	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	7	泉大津保健所	泉大津市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	8	豊中南消防署	豊中市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	9	茨木市役所	茨木市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	10	寝屋川市役所	寝屋川市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
阪	11	東大阪市東支所	東大阪市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	12	高石中学校	高石市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	13	八尾市太子堂	八尾市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	14	淀川工業高校	守口市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	15	豊中市役所	豊中市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	16	松原市役所	松原市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	17	淀屋橋	大阪市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	18	和泉国府小学校	和泉市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
府	19	高槻市役所	高槻市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	20	摂津第一中学校	摂津市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	21	枚方市役所	枚方市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	22	富田林市役所	富田林市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	23	泉南府民センター	岸和田市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	24	尼崎杭瀬変電所	尼崎市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	25	新日本製鉄	堺	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大阪市	26	淀中学校	大阪市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	27	市衛生研究所	〃	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	28	此花区役所	〃	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	29	平尾小学校	〃	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	30	摂陽中学校	〃	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
堺市	31	少林寺小学校	堺市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	32	浜寺中学校	〃	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大阪市	33	大阪タワー	大阪市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	34	通天閣	〃	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

大気汚染観測車

号車	測定項目	測定項目														
		い お う 物	浮 遊 じ ぶ ん	一 炭 酸 化 素	一 窒 酸 化 素	二 窒 酸 化 素	オ ダ ン キ ン ト	全 水 炭 化 素	風 向	風 速	湿 度	温 度	日 射 量	雨 量	交 通 量	
第1号車		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2号車		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

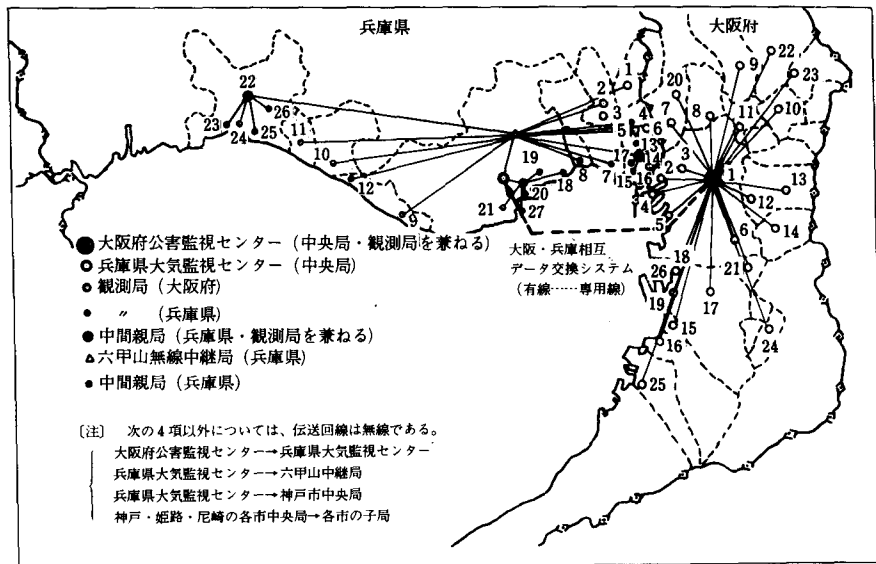
- (注) 1 測定項目はテレメータ装置によって送信されているものだけとした。
 2 淀屋橋の測定項目は、同時にその地点で電光表示されている。
 3 観測局No25、33、34は鉛直分布観測局である。
 4 各市所管の観測局についてもテレメータ装置、無線受信機と一部測定器(微風速風向計、温湿度計)は、本府が設置している。

その他の観測局

所管	観測局	測定項目 地域	揮発性有機化合物	浮遊じん	一酸化炭素	窒素酸化物	二酸化炭素	オゾン	全酸化窒素	風向	風速	気温	湿度	日射量	雨量	交通量
大阪市	1 大宮中学校	旭区							●							
	2 東淀川区役所	東淀川区	●	●					●		●					
	3 聖賢小学校	城東区	●	●					●		●					
	4 勝山中学校	生野区	●	●					●	●	●	●				
	5 今宮中学校	西成区	●	●					●		●	●				
	6 南稜中学校	住吉区	●	●					●		●	●				
	7 市環境汚染監視センター	西区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	
	8 南港	住吉区	●													
	9 梅田新道	北区		●	●	●	●	●		●						
	10 北粉浜小学校	住吉区		●	●	●	●	●		●						
	11 出来島小学校	西淀川区		●	●	●	●	●		●						
	12 杭全町	東住吉区		●	●											
	13 新森小路小学校	旭区		●	●											
	14 海老江西小学校	福島区	●	●	●	●	●		●							
	15 今里ロータリー	東成区	●	●	●	●	●									
	16 心齋橋	南区			●											
堺市	1 錦小学校	堺市	●	●							●	●				
	2 石津小学校	"	●	●							●	●				
	3 金岡小学校	"	●	●							●	●				
	4 浜寺公園	"	●	●							●	●				
	5 三宝小学校	"	●	●		●	●	●	●		●	●				
	6 若松台中学校	"	●	●		●	●				●	●				
	7 登美丘西小学校	"	●	●							●	●				
	8 堺市役所	"	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	9 安井町	"			●											
	10 大浜交差点	"			●											
高石市	1 高石市役所	高石市	●	●		●	●	●	●	●	●					
	2 羽衣学園	"	●	●		●	●	●	●	●	●					
	3 高陽小学校	"	●	●		●	●	●	●	●	●					
	4 取石小学校	"	●	●		●	●	●	●	●	●					

(注) 測定データは、それぞれの市の監視センターへ有線回線で伝送される。

図-49 広域大気汚染監視網



備考 図の番号は下記の観測局を示す。

大阪府観測局					兵庫県観測局						
番号	観測局名	備考	番号	観測局名	備考	番号	観測局名	備考	番号	観測局名	備考
1	大阪府公害監視センター	府設	16	泉大津保健所	府設	1	川西市		16	尼崎市東部	
2	淀中学校	一部市設	17	大阪府立大学	"	2	宝塚市		17	尼崎市西部	
3	大阪市立衛生研究所	"	18	少林寺小学校	一部市設	3	宝塚市自排		18	神戸市東灘	
4	此花区役所	"	19	浜寺中学校	"	4	伊丹市		19	神戸市灘	
5	平尾小学校	"	20	豊中市役所	府設	5	伊丹市役所		20	神戸市葺合	
6	摂陽中学校	"	21	松原市役所	"	6	伊丹市自排		21	神戸市長田	
7	豊中南消防署	府設	22	高槻市役所	"	7	西宮市		22	姫路市役所	
8	吹田保健所	"	23	枚方市役所	"	8	芦屋市		23	姫路市西	
9	茨木市役所	"	24	富田林市消防署	"	9	明石市		24	姫路市飾磨	
10	寝屋川市役所	"	25	泉南府民センター	"	10	加古川市		25	姫路市白浜	
11	守口保健所	"	26	新日本製鉄	"	11	高砂市		26	姫路市東	
12	布施保健所	"	27	予	備	12	播磨市		27	神戸ポートタワー	
13	東大阪市役所東支所	"	28	"		13	尼崎市北部		28	予	備
14	八尾保健所	"	29	"		14	尼崎市中部		29	"	
15	高石中学校	"	30	"		15	尼崎市南部		30	"	

第2 発生源常時監視システムの整備

府下におけるいおう酸化物の大発生源工場の排出状況を監視するため、いおう酸化物連続測定装置の設置義務のある工場のうち、昭和46年度に15工場、昭和47年度には27工場にテレメータ装置を設置し、無線回線により公害監視センターと直結した(表-58)。

表-58 大気汚染常時監視システム整備工場

番号	整備工場名	所在地
1	関西電力株式会社 三宝発電所	堺市築港八幡町138
2	関西電力株式会社 堺港発電所	堺市築港新町17
3	セントラル硝子株式会社 堺工場	堺市築港南6
4	堺共同火力株式会社	堺市築港八幡町138
5	関西石油株式会社	堺市築港新町2丁目16
6	ゲイセル株式会社	堺市鉄砲町1
7	ゼネラル石油株式会社 堺製油所	堺市築港浜寺町1
8	信越酢酸ビニール株式会社	堺市築港新町3丁目1
9	イゲタ鋼板株式会社	堺市出来島西町2
10	関西製鋼株式会社	堺市塩浜町5
11	宇部興産株式会社 堺工場	堺市築港新町3丁目1
12	新日本製鉄株式会社 堺製鉄所	堺市築港八幡町1
13	三井泉北石油化学株式会社 泉北工業所	高石市高砂1丁目5
14	三井東圧株式会社 大阪工業所	高石市高砂1丁目6
15	興亜石油株式会社 大阪製油所	高石市高砂2丁目1
16	昭和アルミニウム株式会社 堺工場	堺市海山町6丁目224
17	千代田建材工業株式会社 貝塚工場	貝塚市港16-1
18	朝日麦酒株式会社 吹田工場	吹田市西之庄町1番45号
19	広島硝子工業株式会社 大阪工場	高槻市芝生町1丁目52-2
20	株式会社大和川染工所	堺市遠里小野町1丁目3番30号
21	大日本製糖株式会社 堺工場	堺市神南辺町5丁目152

番号	整備工場名	所在地
22	熊西染色工業株式会社	門真市向島町3番35号
23	倉敷紡績株式会社 枚方工場	枚方市新町2丁目1番37号
24	松下電工株式会社 本社工場	門真市大字門真1048
25	ユニオン硝子工業株式会社	枚方市津田4040
26	ダイハツ工業株式会社 池田第二工場	池田市ダイハツ町1-1
27	サッポロビール株式会社 大阪工場	茨木市岩倉町2番1号
28	大和硝子株式会社	守口市八雲北町3丁目81
29	東洋クロス株式会社 本店工場	泉南市樽井1754
30	堺化学工業株式会社 堺工場	堺市戎島町5丁1
31	バンドー化学株式会社 南海工場	泉南市男里682の1
32	不二製油株式会社 阪南工場	泉佐野市住吉町1
33	東洋紡績株式会社 守口工場	守口市外島町6
34	新日本硝子株式会社	吹田市西之庄町1番45号
35	テイキン工業株式会社 淀川工場	摂津市大字一津屋700の1
36	日東電気工業株式会社 茨木工場	茨木市下穂積1丁目1番2号
37	オーツタイヤ株式会社	泉大津市河原町9番1号
38	第一製薬株式会社 大阪工場	高槻市明田町4番38号
39	紀州製紙株式会社 大阪工場	吹田市南吹田4丁目20-1
40	ユニチカ株式会社 山崎工場	大阪府三島郡島本町山崎1
41	岸和田製鋼株式会社	岸和田市臨海町20
42	関西電力株式会社 多奈川発電所	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川3607

(注) 本表中1から15までの工場は昭和46年度中に、16から42までの工場は昭和47年度中に、いおう酸化物連続測定装置をそれぞれ設置したものである。

第3 緊急時の措置

大気汚染防止法第23条の緊急時の措置は、昭和46年6月の同法施行令の改正により、いおう酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素およびオキシダントの5項目について、それぞれの環境濃度が一定基準をこえるおそれがある場合およびその基準をこえた場合には、気象条件等をも考慮して、注意報、警報等を発令して一般に周知させるとともに、府下の主要工場に無線回線で通報し、それらの汚染物質の排出量の減少措置について協力を要請しまたは勧告もしくは命令することになっている。

1 緊急時の発令基準

いおう酸化物、広域いおう酸化物、オキシダント、浮遊粒子状物質および二酸化窒素の緊急時発令基準は、それぞれ表-59、60、61、62、63および図-50、51のとおりである。

表-59 いおう酸化物の緊急時発令基準

呼称	発令庁	発令型式	発令基準	
スモッグ予報	大阪府・大阪市・堺市	前日発令 20市1町	大阪管区気象台からの通報に基づき、排出源の状況から濃度が緊急時の状態に達すると予想されるとき	
		当日発令	20市1町	基準測定点のうち3点以上の濃度が0.2ppm以上であり、かつ、気象条件等から注意報発令基準に達すると考えられるとき
			20市1町および北部地域	基準測定点のうち4点（1点は茨木市役所）以上で同上の状態が予想されるとき
			府下全域	基準測定点の測定値から判断して注意報発令基準に達すると考えられるとき
スモッグ注意報	大阪府	前日の予報に伴う発令 20市1町	早朝の天気図、気象データなどから図-50によって判定して発令	
		前日の予報に伴わない場合	20市1町	基準測定点のうち3点以上で1時間値0.2ppm以上の状態が2時間継続するか、または1時間値48時間平均値が0.15ppm以上になり、気象条件からその状態が持続、悪化すると予想されるとき
			20市1町および北部地域	基準測定点のうち4点（1点は茨木市役所）以上で同上の状態が予想されるとき
			府下全域	基準測定点の測定値から判断して必要と認めるとき
スモッグ警報	大阪府	20市1町	基準測定点のうち2点以上で1時間値0.5ppm以上になり、気象条件からみて必要と認めるとき	
		20市1町および北部地域 府下全域	基準測定点の測定値から判断して必要と認めるとき	
スモッグ重大緊急警報	大阪府	20市1町	測定点のうち1点で1時間値0.5ppm以上の状態が3時間継続するか、または1時間値0.7ppm以上の状態が2時間継続し、気象条件からみて必要と認めるとき	
		20市1町および北部地域 府下全域	全測定点の測定値からみて必要と認めるとき	

(注) 1 基準測定点等は次のとおりである。

(1) 基準測定点

吹田保健所、守口保健所、淀中学校、此花区役所、大阪市立衛生研究所、府公害監視センター、淀屋橋、布施保健所、平尾小学校、摂陽中学校、八尾保健所、府立大学、少林寺小学校、浜寺中学校、泉大津保健所、豊中南消防署、茨木市役所、寝屋川市役所、東大阪市東支所、高石中学校、豊中市役所、松原市役所、和泉市役所

(2) その他の測定点

関西電力榑杭瀬変電所、大阪市環境汚染監視センター、東淀川区役所、聖賢小学校、大宮中学校、今宮中学校、勝山中学校、南稜中学校、錦小学校、石津小学校、金岡小学校、浜寺公園、三宝小学校、高石市役所、羽衣学園、高陽小学校、取石小学校、若松台中学校、登美丘西小学校

2 発令地域の区分は次のとおりである。

(1) 20市1町

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、摂津市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、高石市、泉大津市、四条畷市、交野市、藤井寺市、羽曳野市、和泉市、柏原市および忠岡町の地域

(2) 20市1町および北部地域

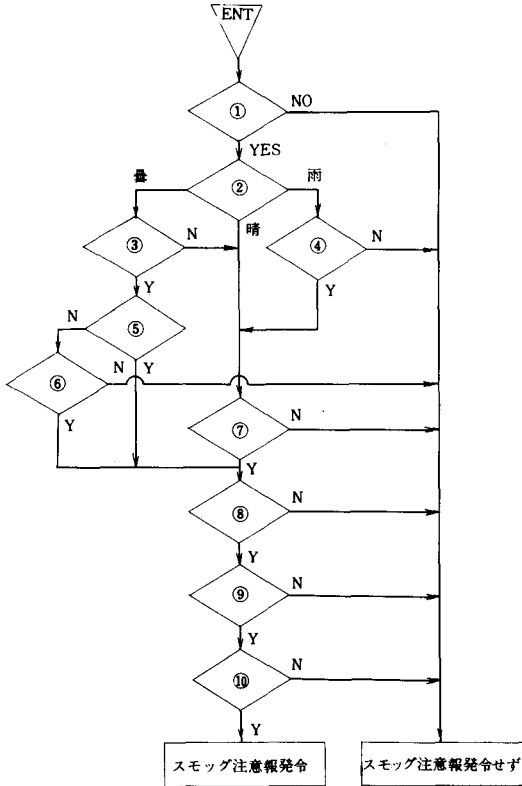
20市1町の地域に池田市、箕面市、茨木市、高槻市、枚方市、島本町、能勢町および東能勢村を加えた地域

(3) 府下全域

大阪府下の全部の地域

3 この基準は、昭和46年11月1日から実施している（昭和47年11月1日一部改正。以下 表-60、62 および63について同じ）。

図-50 スモッグ注意報発令のしくみ



Flow sheet の各番号の詳細

- ① 高濃度が発生しやすい気圧配置型 (a ~ i のうち1つ該当すればYES)
(午前7時30分までにFAXで受信できる午前3時の実況地上天気図)
a 強い移動性高気圧の圏内か。
b 移動性高気圧の後面か。(850 mb、500 mb等高層天気図で西方に気圧の谷があるか。)
c 帯状高気圧の圏内か。
d 北高型気圧配置の垂れ下りで気圧傾度がゆるいか。
e 冬型気圧配置のゆるみで気圧傾度がゆるいか。
f 日本海に低気圧があり、寒冷前線が山陰沖に接近中か。
g 二つ玉低気圧の間で気圧の鞍部か。
h 南岸に停滞前線があり気圧傾度がゆるいか。
i 北緯40度、東経120度付近で低気圧または寒冷前線による寒気のしゃ断型か。
- ② 早朝の天気予報
晴か。曇か。雨か。
- ③ 寒冷前線が通過前か。
- ④ 前線停滞型か。
- ⑤ 米子または高松の地上風速が3 m/sec以下か。

- ⑥ 寒冷前線の通過時間
寒冷前線が大阪を通過するまでの時間が3時間以上か。
- ⑦ 気圧差
大阪と福岡との間の気圧差が2 mb以下か。
- ⑧ 早朝の天気予報
風が弱い。
- ⑨ 新日本製鉄タワー局 (または生駒山頂) の気温は逆転状態か。
- ⑩ 早朝の汚染度
午前8時における基準測定点のうち2点以上のいおう酸化物濃度が0.15ppm以上か。

(注) 原則として前日のスモッグ予報の発令は午後4時50分とし、それに基づくスモッグ注意報の発令は午前8時30分とする。

表-60 広域いおう酸化物の緊急時発令基準

呼称	発令序	発令型式	発令基準	備考
広域いおう酸化物注意報	大阪府	大阪市域(西淀川区、此花区、東淀川区)	基準測定点のうち3点以上の測定値が0.2 ppm以上である状態が2時間継続した場合で気象条件から判断して発令	
		豊中市域		
		吹田市域		
		摂津市域		
		尼崎市域(名神高速道路以南)		
広域いおう酸化物警報	兵庫県	大阪市域(西淀川区、此花区、東淀川区)	基準測定点のうち2点以上の測定値が0.5 ppmに達した場合で気象条件から判断して発令	測定点のいずれもが大阪府または兵庫県の地域にある場合は除く。
		豊中市域		
		吹田市域		
		摂津市域		
		尼崎市域		
広域いおう酸化物重大緊急警報	兵庫県	大阪市域(西淀川区、此花区、東淀川区)	全測定点のうち2点以上の測定値が0.5 ppm以上である状態が3時間継続し、または0.7 ppm以上である状態が2時間継続した場合で気象条件から判断して発令	
		豊中市域		
		吹田市域		
		摂津市域		
		尼崎市域		

(注) 1 基準測定点

淀中学校、此花区役所、豊中南消防署、豊中市役所、吹田保健所、尼崎市中部、尼崎市南部、
尼崎市東部、尼崎市西部

2 その他の測定点

東淀川区役所、関西電力榎杭瀬変電所

表-61 オキシダントの緊急時発令基準

呼称	発令	発令型式	発令基準
光化学スモッグ予報	大	(1)大阪市中心部の地域	基準測定点のうち1点の測定値が0.1ppm以上で、かつ、気象条件から判断して発令
		(2)大阪市北部およびその周辺地域	
光化学スモッグ注意報	阪	(3)東大阪地域	(1)基準測定点のうち1点の測定値が0.15ppmに達した場合で気象条件から判断して発令 (2)全測定点の測定値から判断して発令
		(4)堺市およびその周辺地域	
光化学スモッグ警報	府	(5)北大阪地域	(1)基準測定点のうち1点の測定値が0.3ppmに達した場合で気象条件から判断して発令 (2)全測定点の測定値から判断して発令
		(6)南河内地域	
光化学スモッグ緊急警報		(7)泉南地域	(1)基準測定点のうち1点の測定値が0.5ppmに達した場合で気象条件から判断して発令 (2)全測定点の測定値から判断して発令

(注)

1 昭和47年6月1日から実施

2 基準測定点

- (1) 府公害監視センター、大阪市環境汚染監視センター、勝山中学校、吹田保健所、豊中市役所、淀中学校、東淀川区役所、守口保健所、布施保健所、東大阪市東支所、八尾保健所、大宮中学校、府立大学、浜寺中学校、高石中学校、摂陽中学校、松原市役所、堺市衛生研究所、南稜中学校、茨木市役所、高槻市役所、枚方市役所、泉南府民センター、泉佐野市役所、富田林市役所

(2) その他の測定点

- 淀屋橋、寝屋川市役所、泉大津保健所、和泉市役所、堺市役所、三宝小学校、高石市役所、羽衣学園、高陽小学校、摂津市役所、取石小学校

3 発令地域区分

(1) 大阪市中心部の地域

- 大阪市のうち此花区、西淀川区、東淀川区、旭区、城東区、住吉区および東住吉区を除く地域

(2) 大阪市北部およびその周辺地域

- 大阪市のうち此花区、西淀川区、東淀川区の地域ならびに豊中市、吹田市および摂津市の地域

(3) 東大阪地域

- 大阪市のうち旭区、城東区の地域ならびに守口市、門真市、寝屋川市、交野市、四条畷市、大東市、東大阪市、八尾市、および柏原市の地域

(4) 堺市およびその周辺地域

- 大阪市のうち住吉区、東住吉区の地域ならびに堺市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、高石市、泉

- 大津市、和泉市、忠岡町の地域
- (5) 北大阪地域
枚方市、高槻市、茨木市、箕面市、池田市、島本町、能勢町および東能勢村の地域
 - (6) 南河内地域
富田林市、河内長野市、美原町、狭山町、太子町、河南町および千早赤阪村の地域
 - (7) 泉南地域
岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南町、熊取町、田尻町および岬町の地域

図-51 光化学スモッグ発令地域区分および測定点

発令地域区分	測定点	
(1)	1 府公害監視センター	
	2 大阪市監視センター	
	3 勝山中学校	
	26 淀屋橋	
(2)	4 吹田保健所	
	5 豊中市役所	
	6 淀中学校	
	7 東淀川区役所	
(3)	35 摂津市役所	
	8 守口保健所	
	9 布施保健所	
	10 東大阪市東支所	
	11 八尾保健所	
	12 大宮中学校	
	27 寝屋川市役所	
(4)	13 府立中学校	
	14 浜寺中学校	
	15 高石中学校	
	16 摂陽中学校	
	17 松原市役所	
	18 堺市衛生研究所	
	19 南陵中学校	
	30 堺市役所	
	31 三宝小学校	
	32 高石市役所	
	33 羽衣学園	
	34 高陽小学校	
	36 取石小学校	
	(5)	28 泉大津保健所
29 和泉市役所		
20 茨木市役所		
21 高槻市役所		
22 枚方市役所		
(6)		25 富田林市役所
		23 岸和田市役所
(7)	24 泉佐野市役所	

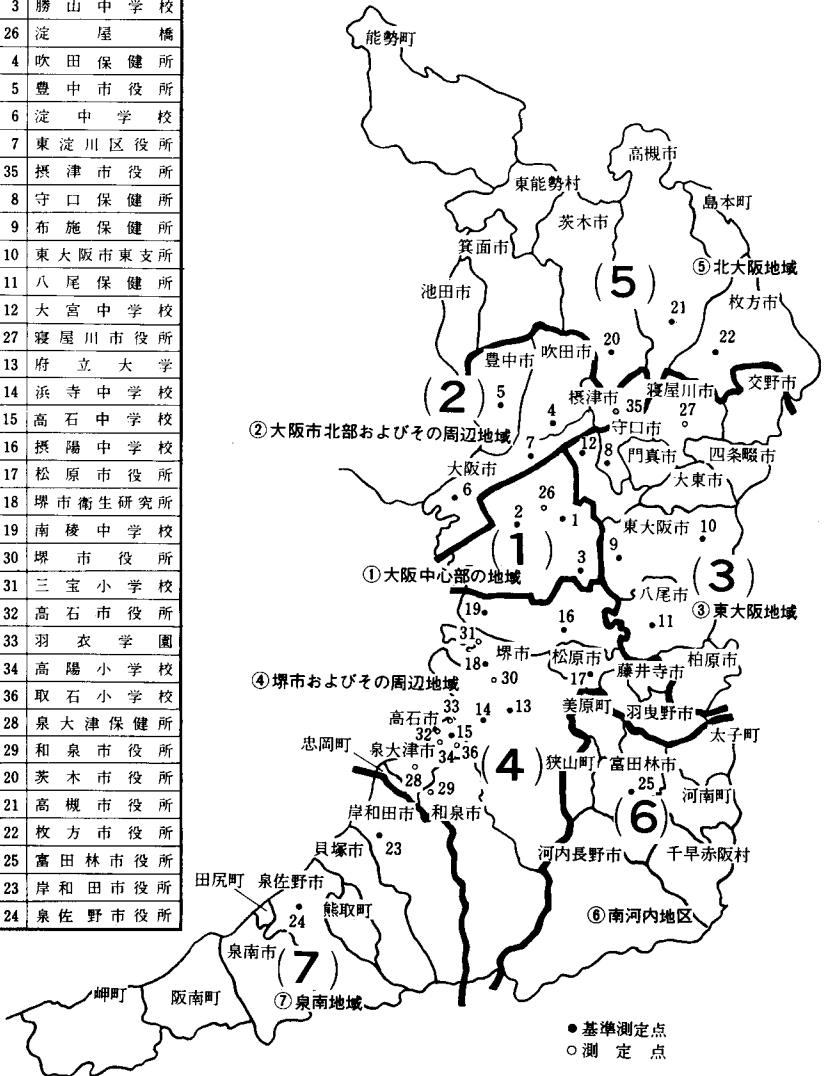


表-62 浮遊粒子状物質の緊急時発令基準

呼称	発令庁	発令型式	発令基準
浮遊粒子状物質注意報	大 阪	20 市 1 町	基準測定点のうち3点以上で1時間値 2 mg/m^3 以上の状態が2時間継続し、気象条件からみてその状態が持続、悪化すると予想されるとき
		20市1町および北部地域	基準測定点のうち4点（1点は茨木市役所）以上で同上の状態が予想されるとき
		府 下 全 域	基準測定点の測定値から判断して必要と認めたととき
浮遊粒子状物質重大緊急警報	府	20 市 1 町	基準測定点のうち2点以上で1時間値 3 mg/m^3 以上の状態が3時間継続し、気象条件からみて必要と認めたととき
		20市1町および北部地域	基準測定点のうち3点（1点は茨木市役所）以上で同上の状態になり気象条件からみて必要と認めたととき
		府 下 全 域	全測定点の測定値から判断して必要と認めたととき

(注) 1 基準測定点等は次のとおりである。

(1) 基準測定点

吹田保健所、守口保健所、淀中学校、此花区役所、大阪市立衛生研究所、府公害監視センター、布施保健所、平尾小学校、摂陽中学校、八尾保健所、府立大学、少林寺小学校、浜寺中学校、泉大津保健所、豊中南消防署、茨木市役所、寝屋川市役所、東大阪市東支所、高石中学校、豊中市役所、松原市役所、和泉市役所

(2) その他の測定点

関西電力橈杭瀬変電所、大阪環境汚染監視センター、東淀川区役所、聖賢小学校、大宮中学校、今宮中学校、南稜中学校、錦小学校、金岡小学校、三宝小学校

2 発令地域の区分は、表-59の(注)の2に同じ。

表-63 二酸化窒素の緊急時発令基準

呼称	発令庁	発令型式	発令基準
二酸化窒素注意報	大	20 市 1 町	基準測定点のうち2点以上で1時間値0.5ppm以上に達し、気象条件からみてその状態が持続、悪化すると予想されるとき
		府 下 全 域	基準測定点の測定値から判断して必要と認めるとき
二酸化窒素重大緊急警報	府	20 市 1 町	基準測定点のうち2点以上で1時間値1ppm以上に達し、気象条件からみて必要と認めるとき
		府 下 全 域	全測定点の測定値から判断して必要と認めるとき

(注) 1 基準測定点等は次のとおりである。

(1) 基準測定点

吹田保健所、府公害監視センター、布施保健所、府立大学、守口保健所、八尾保健所、泉大津保健所、茨木市役所、寝屋川市役所、東大阪市東支所、高石中学校

(2) その他の測定点

淀川工業高校、八尾市太子堂、淀屋橋、梅田新道、出来島小学校、北粉浜小学校、豊中市役所、松原市役所、和泉市役所、南稜中学校、摂陽中学校、海老江西小学校、浜寺中学校、三宝小学校、若松台中学校

2 発令地域区分は、表-59の(注)の2に同じ。

2 緊急時発令状況

(1) いおう酸化物

昭和47年度中に発令された注意報の回数は2回、延べ発令時間は13時間であった。また、予報は5回発令されたが、すべて前日に発令され、そのうち2回については翌日に注意報が発令されている(表-64)。

なお、年度別の注意報発令回数と延べ発令時間は表-65のとおりである。

表-64 スモッグ注意報等発令状況

(昭和47年度)

年 月 日	曜日	発令時刻～解除時刻	発令時間	予報号数等			発令地域
				予	注	警	
47. 12. 5	火	16:50		1			20 市 1 町
47. 12. 6	水	8:30～16:00	7:30		1		"
47. 12. 11	月	16:50		2			"
47. 12. 15	金	16:50		3			"
47. 12. 16	土	8:30～14:00	5:30		2		"
48. 1. 31	水	16:50		4			"
48. 2. 13	火	16:50		5			"

(注) 「予」は予報、「注」は注意報、「警」は警報を示す(表-66について同じ)。

表-65 年度別スモッグ注意報発令状況

(昭和47年度)

年 度	発令回数	発令延べ時間
40	5	36時間21分
41	6	19時間5分
42	7	43時間35分
43	6	30時間
44	12	44時間30分
45	22 (1)	201時間25分*
46	12	45時間10分
47	2	13時間

(注) 1 ()内は警報発令回数を示す。

2 *は重なった発令時間は加算していない。

(2) オキシダント

昭和47年度中に18回の注意報が発令され、予報は31回発令された(表-66)。

なお、昭和47年6月1日から要領を改正して発令地域を細分化し、測定地点を増加した。

表-66 光化学スモッグ注意報等発令状況

(昭和47年度)

年 月 日	曜日	発令時刻～解除時刻	発令時間	子報号数等			発令地域
				子	注	警	
47. 5. 7	日	12:00～15:50	3:50	1			府下全域
47. 5. 11	木	13:00～16:50	3:50	2			"
47. 5. 11	木	14:00～16:50	2:50		1		"
47. 5. 24	水	13:00～17:50	4:50	3			C
47. 5. 29	月	13:00～16:00	3:00	4			府下全域
47. 6. 1	木	11:00～17:00	6:00	5			(3), (4)
47. 6. 1	木	12:00～17:00	5:00	5			(1)
47. 6. 1	木	12:00～17:00	5:00		2		(4)
47. 6. 1	木	13:00～17:00	4:00	5			(7)
47. 6. 1	木	13:00～17:00	4:00		2		(1), (3)
47. 6. 6	火	11:00～16:00	5:00	6			(1), (4)
47. 6. 11	日	11:00～16:00	5:00	7			(3), (4), (6), (7)
47. 6. 11	日	11:30～16:00	4:30		3		(3), (4), (6), (7)
47. 6. 14	水	12:10～17:20	5:10	8			(4), (7)
47. 6. 14	水	13:20～17:20	4:00		4		(7)
47. 6. 28	水	14:00～18:50	4:50	9			(4), (7)
47. 6. 28	水	15:10～18:50	3:40	9			(1), (2), (3)
47. 6. 28	水	15:10～18:50	3:40		5		(4), (7)
47. 7. 18	火	14:10～16:30	2:20	10			(7)
47. 7. 28	金	13:10～16:50	3:40	11			(7)
47. 7. 28	金	13:50～16:50	3:00	11			(4)
47. 7. 28	金	14:00～16:50	2:50		6		(7)
47. 7. 29	土	11:00～17:10	6:10	12			(1), (3)
47. 7. 29	土	12:00～17:10	5:10		7		(3)
47. 7. 29	土	13:00～15:00	2:00	12			(5)
47. 7. 29	土	13:00～17:10	4:10	12			(2), (4), (6), (7)
47. 7. 29	土	14:10～17:10	3:00		7		(1), (2), (4), (7)
47. 7. 30	日	10:30～18:40	8:10	13			(1), (3), (4), (6), (7)
47. 7. 30	日	12:00～18:40	6:40	13			(2), (5)
47. 7. 30	日	12:10～18:40	6:30		8		(1), (3), (4), (7)
47. 7. 30	日	14:00～18:40	4:40		8		(2), (6)
47. 8. 2	水	13:10～16:50	3:40	14			(5)
47. 8. 4	金	13:00～15:10	2:10	15			(1), (2), (3), (5), (7)

年 月 日	曜日	発令時刻～解除時刻	発令時間	予報号数等			発令地域
				子	注	警	
47. 8. 5	土	11:10～18:00	6:50	16			(1), (4), (7)
47. 8. 5	土	12:00～18:00	6:00		9		(4), (7)
47. 8. 6	日	12:10～17:20	5:10	17			(1), (2), (4), (6), (7)
47. 8. 6	日	15:00～17:20	2:20		10		(1), (2), (4), (7)
47. 8. 8	火	11:40～17:40	6:00	18			府下全域
47. 8. 8	火	13:10～17:40	4:30		11		(2), (7)
47. 8. 8	火	14:10～17:40	3:30		11		(1), (5)
47. 8. 27	日	15:00～18:00	3:00	19			(3), (4), (6)
47. 9. 2	土	13:10～17:00	3:50	20			(1), (2), (3), (4), (7)
47. 9. 3	日	12:00～16:50	4:50	21			(1), (3), (4)
47. 9. 3	日	13:00～16:50	3:50	21			(2), (7)
47. 9. 3	日	14:00～16:50	2:50	21			(5), (6)
47. 9. 4	月	13:00～16:10	3:10	22			(4), (7)
47. 9. 4	月	14:00～16:10	2:10		12		(4), (7)
47. 9. 5	火	12:00～18:10	6:10	23			(2), (4)
47. 9. 5	火	12:00～19:00	7:00	23			(7)
47. 9. 5	火	13:00～19:00	6:00		13		(7)
47. 9. 13	水	14:00～17:50	3:50	24			(1), (2), (4), (7)
47. 9. 13	水	14:50～17:50	3:00		14		(4), (7)
47. 9. 21	木	13:00～17:50	4:50	25			(2), (4), (7)
47. 9. 21	木	15:00～17:50	2:50		15		(2), (4)
47. 9. 22	金	12:00～16:00	4:00	26			(1), (2), (4), (7)
47. 9. 23	土	12:00～16:00	4:00	27			(1), (2), (3), (7)
47. 9. 23	土	13:10～16:00	2:50		16		(1), (2)
47. 10. 1	日	14:00～18:10	4:10	28			(1), (2), (3), (4), (5), (7)
47. 10. 3	火	13:10～17:10	4:00	29			(1), (2), (5)
47. 10. 3	火	13:10～17:50	4:40	29			(4), (7)
47. 10. 7	土	13:00～15:30	2:30	30			(1), (4)
47. 10. 7	土	13:00～17:00	4:00	30			(2), (3), (5)
47. 10. 7	土	14:00～17:00	3:00		17		(3)
47. 10. 8	日	12:00～17:10	5:10	31			(3)
47. 10. 8	日	12:00～18:20	6:20	31			(4), (7)
47. 10. 8	日	13:00～17:10	4:10	31			(2), (5)
47. 10. 8	日	13:00～18:20	5:20		18		(7)

(注) 発令地域欄の「C」は、旧発令地域区分によるものであって、大和川以南の地域を示す。

3 緊急時協力工場

大気汚染緊急時注意報が発令された場合は、報道機関の協力を得て一般に周知させるとともに、221の緊急時協力工場に対し、ばい煙量の減少について協力を求めることとしている。緊急時協力工場には、あらかじめ緊急時に備えて、操業度の低下、燃料使用量の削減あるいは良質燃料への切換えに関する緊急時における具体的なばい煙量の減少計画を提出させている。

緊急時協力工場

区分 市町村名	工場数	いおう酸化物排出量 10Nm ³ /H以上 (いおう酸化物)	排出ガス量1万Nm ³ /H以上 (浮遊粒子状物質 オキシダント 二酸化窒素)
大阪市	84 (6)	65	84 (6)
堺市	31 (1)	23	31 (1)
岸和田市	3	3	3
豊中市	4 (1)	1	4 (1)
池田市	2 (1)	1	2 (1)
吹田市	10 (2)	7	10 (2)
泉大津市	6	5	6
高槻市	5 (1)	4	5 (1)
貝塚市	3 (1)	3	3 (1)
守口市	3 (1)	2	3 (1)
枚方市	6 (1)	5	6 (1)
茨木市	8 (1)	4	8 (1)
八尾市	5 (1)	3	5 (1)
泉佐野市	4	2	4
富田林市	2 (1)	0	2 (1)
寝屋川市	3 (1)	1	3 (1)
河内長野市	0	0	0
松原市	2 (1)	1	1 (1)
大東市	1	1	1
和泉市	3 (1)	1	3 (1)
箕面市	1 (1)	0	1 (1)
柏原市	1	1	1
羽曳野市	2 (1)	0	2 (1)
門真市	3 (1)	2	3 (1)
摂津市	3 (1)	2	3 (1)
高石市	5	5	5
藤井寺市	0	0	0
東大阪市	4 (1)	3	4 (1)
泉南市	3 (1)	2	3 (1)
四条畷市	1 (1)	0	1 (1)
交野市	1	1	1
島本町	3	3	3
東能勢町	0	0	0
能勢町	0	0	0
忠岡町	6 (1)	4	6 (1)
熊取町	0	0	0
田尻町	1 (1)	0	1 (1)
阪南町	0	0	0
岬町	2	2	2
太子町	0	0	0
河内町	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0
狭山町	0	0	0
美原町	0	0	0
合計	221 (30)	158	220 (30)

(注) ()内は、市町村のごみ焼却場の数で内数である。

4 警報受信装置設置工場

緊急時協力工場のうち、205工場に警報受信装置を設置し、注意報等が発令された場合には、これを大気汚染総合監視室から即刻無線で通報している。

5 立入検査および報告徴収

注意報の発令と同時に公害パトロール車等により緊急時協力工場に対し立入検査を実施し、工場の措置状況を確認しているが、昭和47年度には延べ152工場(光化学スモッグ注意報時86工場、スモッグ(いおう酸化物)注意報時66工場)に立入検査を実施した(表-67、68)。

また、発令後1週間以内に各協力工場から実施報告書を提出させ、その措置状況を確認しているが、各工場とも、おおむね、計画どおりの措置を講じている。

表-67 光化学スモッグ緊急時立入検査結果 (昭和47年度)

号	年 月 日	パトロール		工 場 数		
		班	人員	良	不可	合計
1	47. 5. 11 (木)	3	6	7	1	8
2	47. 6. 1 (木)	3	5	14	0	14
4	47. 6. 14 (水)	2	3	3	0	3
5	47. 6. 28 (水)	2	6	8	0	8
6	47. 7. 28 (金)	3	3	5	0	5
7	47. 7. 29 (土)	4	11	11	0	11
9	47. 8. 5 (土)	3	6	11	3	14
11	47. 8. 8 (火)	4	6	8	0	8
12	47. 9. 4 (月)	4	9	6	2	8
13	47. 9. 5 (火)	1	3	3	0	3
14	47. 9. 13 (水)	1	2	2	0	2
15	47. 9. 21 (木)	1	2	2	0	2
合 計		31	62	80	6	86

表-68 スモッグ緊急時(いおう酸化物)立入検査結果 (昭和47年度)

注 意 報 数	発令年月日	パトロール		工 場 数		
		班	人員	良	不可	合計
1	47. 12. 6 (水)	10	17	41	1	42
2	47. 12. 16 (土)	8	16	23	1	24
合 計		18	33	64	2	66

第3節 新ブルースカイ計画

1 ブルースカイ計画

昭和44年2月、いおう酸化物にかかる環境基準が閣議決定され、府下においては、大阪市は10年間、その他の地域は5年間で環境基準を達成する目標が掲げられた。本府では、この環境基準の主な柱である年平均値0.05ppmを昭和47年度中に達成することを目途とし、昭和44年6月に作成した大気汚染環境基準達成計画（通称ブルースカイ計画）を推進してきた。

当初の計画では、第1号対象工場（106工場）の亜硫酸ガス排出量を11,150～13,650Nm³/Hにおさえるとともに、最大着地濃度を0.1ppm以下とすることを目標に関係工場からその改善計画の提出を求めた。その結果、亜硫酸ガス排出量は昭和47年時点で改善前予測21,840Nm³/Hが12,340Nm³/H（平均いおう分1.13%）まで低減される見込みとなった。

同時にビル暖房を対象とした第2号計画が大阪市の指導のもとに実施された。

ブルースカイ計画第1号では、1時間値に着目して行政指導を行なったが、低いおう化計画の推進が燃料使用量の伸びに追随したものでなく、昭和45年度では、環境濃度の上昇、汚染の広域化の傾向がみられたため、指導対象工場に対し、より低いおう化を推進するよう働きかけ、第2次改善計画の提出を求めた。この計画は、表-69に示すとおりである。

表-69 ブルースカイ計画第1号年次別改善計画

区 年 分 度	1時間値の推移			年間値の推移	
	燃料油使用量	燃料油中S分	SO ₂ 排出量	燃料油使用量	SO ₂ 排出量
	Kℓ/H	%	Nm ³ /H	万Kℓ	万t
44	878.0	1.89 (1.72)	13,820	528	19.8
45	1,133.0	1.57 (1.43)	13,690	624	21.0
46	1,223.0	1.39 (1.24)	12,010	773	20.4
47	1,332.0	1.15 (0.98)	10,910	770	16.6

(注) ()内はガス燃料の使用、排煙脱硫の効果を換算した数値である。

2 新ブルースカイ計画

いおう酸化物にかかる環境基準を達成、維持するためには、汚染源の状況、気象の状況の詳細な解析を行なう必要がある。いおう酸化物の発生源を分類すると、大発生源（大工場）、中小発生源（中小工場、ビル等）の2つに大別されるが、これらの発生源から排出されるいおう酸化物は、大気の複雑な動きを介して地上の汚染に寄与しているため、これらの発生源の地上の汚染に対する寄与の実態を科学的に解明する必要がある。

しかし、ブルースカイ計画策定時の府下の汚染の実情は、これが解明されるまで待つことが許されない状況であったので、いおう酸化物排出量において圧倒的なウエイトを持つ大発生源工場に対する行政指導から開始した。あわせて、多数の汚染源が広域にわたって密集して立地している大阪湾岸地域の汚染予測の検討を進め、過密地域の複合汚染対策と総排出量の削減のため、昭和46年11月に新ブルースカイ計画として、ブルースカイ計画第1号の修正と中小汚染源対策（ブルースカイ計画第3号）を実施した。

ブルースカイ計画第1号の修正により表-70に示すとおり、亜硫酸ガス排出量は当初の計画に比して1時間値、年間値とも約13%の削減が見込まれた。

表-70 ブルースカイ計画第1号対象工場の改善効果

区 分	1 時 間 値 の 推 移			年 間 値 の 推 移	
	燃料油使用量	燃料油中S分	SO ₂ 排出量	燃料油使用量	SO ₂ 排出量
	Kℓ/h	%	Nm ³ /h	万Kℓ	万t
昭和44年度	878.0	1.89 (1.72)	13,820	528	19.8
ブルースカイ	1,332.0	1.15 (0.98)	10,910	770	16.6
計画	削減率	44%			16%
新ブルースカイ計画	1,312.2	1.00 (0.83)	9,435	770	14.5
イ計画	削減率	52%			27%

(注) ()内はガス燃料の使用、排煙脱硫の効果を換算した数値である。

3 新ブルースカイ計画の効果

昭和44年から推進してきたブルースカイ計画、新ブルースカイ計画により、昭和47年度には、いおう酸化物の当初目標であった年平均値0.05ppm以下におさえることを

達成した。また、亜硫酸ガス排出量の推移は、表-71に示すとおり当初計画の排出量を大巾に下回った。

表-71 ブルースカイ計画第1号対象工場年次別改善結果（昭和44年度～昭和47年度）

区分	燃料使用量	平均いおう分	SO ₂ 排出量
年度	万Kℓ	%	万t
44	679.1	1.59	23.4
45	724.5	1.33	22.2
46	746.3	0.95	15.9
47	806.6	0.61	10.4

- (注) 1 燃料使用量はガス、石炭等を重油換算して加算した数値である。
 2 平均いおう分はガス燃料の使用、排煙脱硫の効果を換算した数値である。
 3 SO₂排出量は原材料からの排出量を加算し、脱硫効果を換算した数値である。

第4節 光化学スモッグ対策

第1 光化学スモッグ緊急時対策の概要

光化学スモッグについては、昭和45年度に「光化学スモッグ暫定対策実施要綱」を定め、緊急時に対処する一方、測定網の整備、発生源に対する緊急時措置の強化を図ってきた（表-72）。

昭和47年度には、測定点の大巾な増設、発令地域区分の細分化、臨海部における大発生源に対する緊急時措置の強化を図るとともに、従来の「光化学スモッグ暫定対策実施要綱」などを全面改正して「オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領」を定め、大気汚染緊急時対策実施要綱の実施要領として、昭和47年6月1日から実施した。

スモッグ注意報等の発令時には、光化学スモッグ対策連絡本部を設置し、注意報等の通報連絡、被害の訴えなどの情報収集、関係機関および市町村との連絡調整等を行った。

また、被害の訴えの集中した藤井寺地区については、同年5月から6月にかけて約1ヵ月にわたり緊急調査を実施するとともに、18名の入院患者の発生した守口市立第四中学校についても追跡調査を実施した。なお、注意報発令時には緊急パトロール班を編成し、発生源工場等における緊急時措置の実施状況を確認するため立入検査を実施した。その結果、立入検査した86工場中6工場が緊急時の措置を講じていなかったため、即刻、措置を講じるよう指導した。

表-72 光化学スモッグ緊急時対策実施の概要

区分	項目	発令			型式		発生源に対する緊急時措置		備考
		発令方法	発令区分	発令基準	発令地域区分	工場・事業場	自動車		
45.7.27.1.46.6.9	1測定点のオキシダントの値が基準に達したときに発令	情報	0.10ppm	府下全域	2カ所	注意報発令時にいおう酸化物質緊急時対象工場に対して、燃焼行為の自粛を要請	自動車	47.7 東京でわが国ではじめての被害が発生 法律等に光化学スモッグに関する規定はなかった。	
		注意報	0.30ppm						
46.6.10.46.8.31	各地域ごとに2以上の測定点のオキシダントの値が基準に達したとき当該地域に発令	注意報	0.15ppm	3地域に区分 (A) 淀川以北 (B) 淀川と大和川の間 (C) 大和川以南	9カ所 A 地域 2 B 〃 5 C 〃 2	同上(警報含む)	注意報発令時に使用の自粛を要請	46.6.17改正、大気汚染防止法施行令にオキシダント(光化学スモッグ)の緊急時を規定 46.8.27 府下ではじめての被害が発生	
		警報	0.30ppm						
		子報	0.10ppm						
46.9.1.47.5.31	各地域ごとに1測定点のオキシダントの値が基準に達したとき当該地域に発令	注意報	0.15ppm	同上	11カ所 A 地域 3 B 〃 5 C 〃 3	発令地域内のオキシダント緊急時対象工場に対して 注意報、警報発令時に排出ガスの20%削減を要請	自動車	46.11.1 大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱を制定	
		警報	0.30ppm						
		子報	0.10ppm						
47.6.1.1)	各地域ごとに1基準測定点のオキシダントの値が基準に達したとき、気象条件等を考慮して当該地域に発令	注意報	0.15ppm	7地域に区分 (1) 大阪市中心部 (2) 大阪市北部と周辺 (3) 東大坂 (4) 堺市と周辺 (5) 北大坂 (6) 南河内 (7) 泉南	35カ所 (内基準測定点 25カ所) (1) 〃 地域 4(3) (2) 〃 〃 5(4) (3) 〃 〃 6(5) (4) 〃 〃 15(7) (5) 〃 〃 3(3) (6) 〃 〃 1(1) (7) 〃 〃 2(2)	発令地域に必要に応じて臨海部のオキシダント緊急時対象工場に 注意報、警報発令時に排出ガスの20%削減を要請 重大緊急警報発令時に排出ガスの40%削減を命令・措置確認のための立入検査	自動車	上記のほか 重大緊急警報発令時には、公安委員会对し 交通規制について道交法による措置を要請	大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき要綱として体系を整備
		警報	0.30ppm						
		重大緊急警報	0.50ppm						

第2 光化学スモッグに関する調査研究

1 調査研究の概要

光化学スモッグに関する調査研究を総合的に推進するため、学識経験者、府立の医療・試験・研究機関の職員で構成する大阪府光化学スモッグ調査会議を昭和47年7月に発足させ、光化学スモッグの発生源、発生機構、人体影響、植物影響などの調査研究を実施することとなり、昭和47年度には、発生機構の解明や原因物質の究明のために、飛行機、カイツーン等を使用して調査を実施したほか、ゴム亀裂法により、オキシダント濃度の分布状況を調査した。また、光化学スモッグの生物へ与える影響についても試験・研究機関で調査した。それら調査研究の概要は表-73のとおりである。

表-73 光化学スモッグに関する調査研究

調査の種類	概 要
発 生 源 調 査	光化学スモッグ発生の原因物質である窒素酸化物、炭化水素等大気汚染物質の排出状況について、工場、事業場等の固定発生源のほか自動車等の移動発生源を調査した。
原 因 物 質 の 究 明 調 査	光化学スモッグ発生地域の空気をサンプリングし、その組成成分を分析調査した。
発 生 機 構 の 解 明 調 査	航空機、カイツーン、ラジオゾンデ、パイロットバルーン、テトルーンなどを使用して、汚染物質、気温、風向、風速などの気象条件の立体的調査を実施した。 また、オキシダント濃度の分布状況の実態を把握するため、ゴム亀裂法により大阪市内30点、府下150点で調査した。 このほか汚染物質の移流調査のため、大気中に存在しない6ふつ化いおうを噴霧して、気流等により移流する状況を調査する「局地気流による汚染物質の移流に関する調査」を実施した。
人 体 影 響 調 査	オキシダント等を被検動物にばく露し、その影響を調べる生体影響試験研究を実施した。 また、病象の解明、発症の条件等を明らかにする疫学臨床調査を実施した。
植 物 影 響 調 査	測定場所を定め、定期的にあるいは障害発現物を随時に調査する現地調査を実施した。 また、汚染ガスを被検植物にばく露し、その影響を調べる植物影響試験研究を実施した。

2 調査結果

昭和47年度において、前年度に引き続き実施した光化学スモッグの人体・植物影響調査のうち、その調査結果がまとまったものは次のとおりである。

(1) 藤井寺地区における調査

昭和46年9月～10月および昭和47年5月に、被害の訴えが集中的に発生した藤井寺市において、昭和47年5月30日から約1カ月の期間に、光化学スモッグに関する局地的な汚染の実態を把握し、防止対策の推進資料を得るため、局地総合調査の形態で府関係機関が連携をとりながら調査を実施した。

調査は、環境大気中のオゾン、窒素酸化物、炭化水素などの汚染物質および紫外線量、可視光線量の測定および気象条件を調査する「環境調査」、藤井寺市内の125全工場、事業場および隣接3市の主要な119工場、事業場に立入り、排出ガス量や有害物質の排出量等を調べる「固定発生源調査」、移動観測等によりCO等を測定し自動車について調べる「移動発生源調査」、市内の小中学校3校を選定し、自覚症状を調査する「疫学調査」、野菜や樹木への影響を調べるためポットを配置して調査するとともに、一定圃場の栽培野菜を巡回調査する「植物影響調査」に分かれ、それぞれ関係機関が分担した。

この結果、藤井寺市において、府下の他地域と比較して、著しく高濃度のオキシゲンによる汚染あるいは他物質による汚染は認められず、疫学調査、植物影響調査を総合して判断しても、同市に被害症状の訴えが集中する理由について明らかにはすることはできなかった。

また、発生源調査を通じて、この地域の工場、事業場、通過自動車による一次汚染物質の排出量も府下の他地域と比較して多いとは認められなかった。

(2) 光化学スモッグ人体影響調査

前年度に引き続き、光化学スモッグによる人体の影響を解明するため、人工光化学スモッグの動物ばく露による調査研究を実施した。

昭和46年8月、光化学スモッグによると思われる被害で入院治療を受けた高石中学校、羽衣学園の生徒について、退院1年後の健康状態について追跡調査を実施したが、理学的所見、検査所見のいずれも異常は認められなかった。

また、昭和47年10月3日、光化学スモッグによると思われる被害で入院治療を受けた守口市立第四中学校生徒18名についても退院2ヵ月後の健康状態について

追跡調査を実施した。肝機能検査の結果では、一部に正常値をはずれるものがあったが、その他の検査結果では、特に異状は認められなかった。

(3) 光化学スモッグ植物影響調査

光化学スモッグによる植物の影響について調査するため、概況調査定点24地点および精密調査定点5地点を設け、光化学スモッグの予報の発令された日の2日後にそれらの地点における植物影響について巡回観察を行なった。

この観察調査結果では、ナスでは葉脈間に微少な円孔状黄褐色斑点、青ネギでは白色状葉枯れなどの疑似症状が認められたが、顕著な症状でなく、光化学スモッグの影響によるものとの判定はできなかった。

第5節 自動車排出ガス対策

第1 規制の動向

自動車保有台数の急激な伸びなどから、自動車排出ガスに対する規制の強化が叫ばれてきたが、昭和47年10月、国においては、中央公害対策審議会大気部会の中間報告に基づき、大気汚染防止法第19条に規定する自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針を告示した。同告示によると、昭和50年度、昭和51年度の自動車排出ガスの許容限度は、従来の自動車に対し一酸化炭素、排気管炭化水素、窒素酸化物ともにそれぞれ約90%程度削減するように設定することとされている(表-74)。

自動車排出ガスに対する規制は逐次強化され、昭和47年度において、設定もしくは適用された許容限度は表-75に示すとおりであり、その主な内容は次のとおりである。

- ア 使用過程車(中古車)の一酸化炭素規制の対象として軽自動車追加され、あわせてアイドリング時の規制値が5.5%から4.5%に強化された。
 - イ 排気管炭化水素規制が設定され、また、蒸発ガス規制が適用された。
 - ウ 窒素酸化物規制が設定された。
 - エ ジーゼル黒煙規制が適用された。
 - オ 一酸化炭素は4モードにおける排出濃度規制であったのが、重量車と軽量車とに分けられ、軽量車は10モードにおける走行距離あたりの重量規制となった。
- 一方、使用過程車には、排出ガス減少装置の取付け等が義務づけられることになった(表-76)。

表-74 自動車排出ガス量の許容限度設定方針

物質	許容限度 従来の自動車 平均値 (g/km)	昭和48年度許容限度			昭和50年度許容限度		昭和51年度許容限度	
		設定値 (g/km)	平均値 (g/km)	従来の自動車 に対する 削減率(%)	平均値 (g/km)	従来の自動車 に対する 削減率(%)	平均値 (g/km)	従来の自動車 に対する 削減率(%)
一酸化炭素 (CO)	20.5	26.0	18.4	10.2	2.10	89.7	2.10	89.7
炭化水素 (排気管)	3.74	3.80	2.94	21.4	0.25	93.3	0.25	93.3
窒素酸化物 (NO ₂)	3.07	3.00	2.18	29.0	1.20	60.9	0.25	91.9

表-75 自動車排出ガスの量の許容限度

物質の種類等	規制の内容	従来の		規制		強化された		規制	
		モード等	許容限度	適用時期	種	類	モード等	許容限度	適用時期等
一酸化炭素(CO)	新車	4	2.5%	44.9.1	ガソリン車(普通)	軽量車	10	26.0g/km	48.4.1
					ガソリン車(小型)	重量車	6	1.6%	
					LPG車(普通)	軽量車	10	18.0g/km	
					LPG車(小型)	重量車	6	1.1%	
(CO)	新車	4	3.0	46.1.1	軽自動車	ガソリン車	10	26.0g/km	強化なし
					ガソリン・LPG車(普通・小型)	LPG車	10	18.0g/km	
					軽・自動車	2サイクル車	10	26.0g/km	
					ガソリン・LPG車(普通・小型)	ガソリン・LPG車	—	4.5%	
(HC)	新車	—	—	—	軽自動車	軽自動車	10	3.80g/km	48.10.1
					ガソリン車(普通)	重量車	6	520 ppm	
					LPG車(普通)	軽量車	10	3.20g/km	
					LPG車(小型)	重量車	6	440 ppm	
(HC)	新車	—	—	—	軽自動車	ガソリン車	10	3.80g/km	48.4.1
					ガソリン車(普通)	LPG車	10	3.20g/km	
					LPG車(小型)	2サイクル車	10	22.5g/km	
					軽自動車	ガソリン・LPG車	1走行	0	
(HC)	新車	1走行	0	45.9.1	ガソリン・LPG車	ガソリン車	1走行	2.0g	47.7.1
					ガソリン車	軽量車	10	3.00g/km	
					ガソリン・LPG車(普通)	重量車	6	2,200 ppm	
					ガソリン・LPG車(小型)	4サイクル	10	3.00g/km	
(NOx)	新車	—	—	—	軽自動車	2サイクル	10	0.50g/km	47.7.1
					軽自動車	軽油車(普通・小型)	全負荷時	ろ紙汚染度50%	

(注) 本表において、重量車とは車両重量2.5トンを超えるものおよび乗車定員10人を超える普通自動車、小型自動車をいい、軽量車とは車両重量2.5トン以下および乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車をいう。

表-76 使用過程車にかかる排出ガス減少装置取付け等の期限

区 分	点火時期の調整期限	減少装置の取付け期限	適 用 地 域
1800ccをこえる乗用車	—	48.4.30	大阪府、東京都
	48.4.30	48.8.31	神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、兵庫県
	48.4.30	49.12.31	上記以外の道府県
1600ccをこえる乗用車 1800cc以下の乗用車	48.4.30	48.11.30	大阪府、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、兵庫県
	48.4.30	50.3.31	上記以外の道府県
1000ccをこえる乗用車 1600cc以下の乗用車	48.4.30	49.3.31	大阪府、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、兵庫県
	48.4.30	50.3.31	上記以外の道府県
1000cc以下の乗用車	48.4.30	50.3.31	全 国
上記以外の自動車 (トラック等)	48.4.30	49.12.31	大阪府、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、兵庫県
	48.4.30	50.3.31	上記以外の道府県
			48 48 48 49 50 50 5 9 12 4 1 4

(注) 軽自動車および昭和42年12月31日以前に初めて登録した自動車は点火時期の調整だけでよい。

第2 街頭検査

自動車排出ガス規制の徹底を図るため、府警察本部に協力して、アイドリング時の一酸化炭素検査を街頭で実施した。府警察本部の集計による検査台数等は表-77のとおりであり、総検査台数11,862台のうち、整備不良車と判断された4,374台に対して整備通告等を行なった。

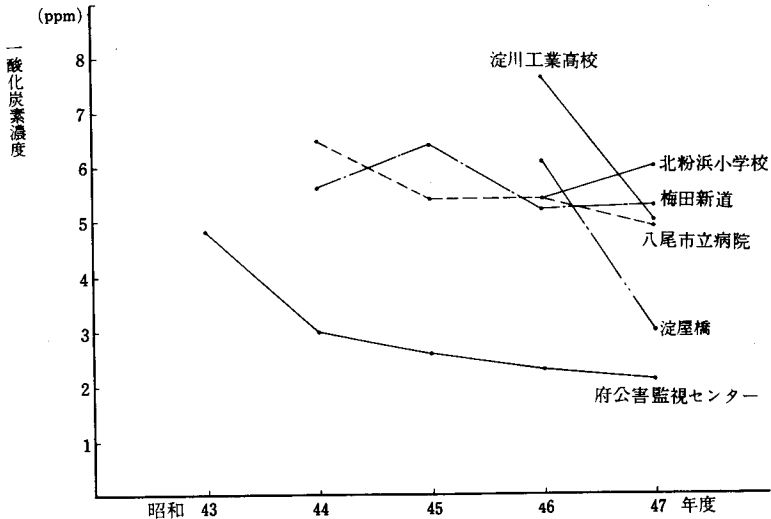
また、従来から実測が行なわれていた測定場所の一酸化炭素濃度の推移は図-52のとおりであり、北粉浜小学校で増加しているが、その他の測定場所においては横ばいしないし減少の傾向を示しており、一酸化炭素規制の効果がうかがわれる。

表-77 自動車排出ガス（一酸化炭素）街頭検査状況

区分 月別	検査台数	合格	警告	整備通告	告知
47年 4月	2,782台	2,029台	600台	153台	台
5	697	517	128	52	
6	826	568	224	34	
7	393	218	151	24	
8	555	314	174	67	
9	1,353	776	412	165	
10	519	326	152	41	
11	964	527	360	77	
12	539	334	153	52	
48年 1	670	421	158	85	6
2	1,208	622	360	205	21
3	1,356	836	245	253	22
合計	11,862	7,488	3,117	1,208	49

(注) 合格基準は法改正により、昭和47年10月から5.5%から4.5%に強化された。

図-52 一酸化炭素濃度の推移



第3 大阪自動車排出ガス対策推進会議等

昭和43年から大阪府、大阪市、大阪陸運局、府警察本部が中心となり、大阪自動車排出ガス対策推進会議を設置し、一酸化炭素の排出規制遵守の徹底を図るとともに、光化学スモッグに対処するため自動車の運行を自粛することなどを取り決める一方、国に対し、一酸化炭素の排出規制の強化および未規制の汚染物質にかかる環境基準の設定などについてを要望した。

昭和47年度は、一連の自動車排出規制が実施されることが明らかになったので、今回の排出規制の対象となっていないジーゼル車の窒素酸化物の規制や使用過程車の黒煙防止を、早期に実施するよう国に対し強く要望した。

使用過程車に対する自動車排出ガス減少装置取付けの義務化が昭和48年5月から実施されることになったので、大阪府ではこの実施に先がけて昭和47年度中に府関係の公用車約900台(大阪府600台、府警察本部300台)に減少装置を取り付けた。

第6節 悪臭防止対策

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)が昭和47年5月31日に施行され、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出について規制されることとなった。規制の対象となる物質は、主に化製場、魚腸骨処理場等から排出されるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチルおよびトリメチルアミンの5物質であり、府下全域を規制対象地域とし、その規制基準は表-78のとおりである。

表-78 悪臭物質にかかる規制基準

悪臭物質の種類		規 制 基 準	
1	ア ン モ ニ ア	大気中における含有率が	1 ppm
2	メチルメルカプタン	〃	0.002 ppm
3	硫 化 水 素	〃	0.02 ppm
4	硫 化 メ チ ル	〃	0.01 ppm
5	トリメチルアミン	〃	0.005 ppm

(注) 規制権限は市町村に委任